

「千葉市空家を除却した土地に係る固定資産税等の減免に関する条例(案)」に関するパブリックコメント手続を実施します。

少子高齢化社会のさらなる進行等により、空家の増加、放置が懸念されていますが、空家を除却して更地にすることで、固定資産税および都市計画税の住宅用地特例が適用されなくなり、税負担が増加することが、空家の放置を招く一因となっています。

本条例(案)は、所有者が空家を除却したことにより土地の固定資産税等が増額となり、営利目的で使用していないなどの条件を満たす場合に、除却翌年度の課税増額分について減免することで、空家の除却を促進し、市民の安全かつ安心な居住環境の形成を図る目的で策定するものです。なお、本条例(案)は、減免に関する措置による効果を見定めるため、令和13年度課税の賦課期日である令和13年1月1日までの時限的な制度としております。

この案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

【案の公表場所】

- ・市ホームページ：https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/public_comment.html
- ・市内施設での閲覧および配布：都市安全課（市役所低層棟4階）、行政資料室（市役所低層棟2階）、各区役所総務課、市図書館。



【意見の募集方法】

- ・募集期間：令和8年1月23日(金)～令和8年3月2日(月) ※郵送の場合は当日消印有効
- ・募集方法

「千葉市空家を除却した土地に係る固定資産税等の減免に関する条例(案)に対する意見」と書き、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）を明記し、次のいずれかの方法により文書にてご提出ください。また、内容に関する問い合わせが可能な連絡先（電話番号・電子メール等）については任意でご記載ください。

また、障害等により、以下の方法による提出が困難な場合は、事前に問い合わせ先までご相談ください。

- ・提出方法及び提出先
 - 1 郵送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所都市安全課
 - 2 FAX：043-245-5627
 - 3 電子メール：anzen.URU@city.chiba.lg.jp
 - 4 持参：都市安全課（市役所低層棟4階）、各区役所総務課

【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和8年3月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

お問い合わせ先 千葉市都市局都市部都市安全課
電話 043-245-5896
FAX 043-245-5627
電子メール anzen.URU@city.chiba.lg.jp